

西条市地域防災計画 令和 7 年度修正概要

【風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編】

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市長が会長を務める西条市防災会議において作成が義務付けられており、西条市の地域に係る国の機関、県の機関及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

2 計画修正の背景

国の防災基本計画や愛媛県地域防災計画の修正に伴い、発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等の大規模災害への防災対策をより一層充実・強化するため、西条市地域防災計画を修正するものである。

3 修正の主な内容

【風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編】

（1）令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正

- ア 避難所の環境改善
- イ 被災地の情報収集、進入方策
- ウ 支援・受援体制の強化

（2）関連法令の改正や最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ア 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
- イ 水害対策の強化
- ウ 字句の修正など